

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○柴山委員長代理 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階猛です。

本日は、三人の参考人の方々、本当にありがとうございます。ありがとうございました。

私からも、荻野参考人のお嬢様のことに関して、心からお悔やみを申し上げます。

また、きょう、お三方の御意見を聞いていて、この裁判員法の改正というのは非常に重い問題を含んでいるということを改めて感じた次第です。

特に対象事件の範囲をどうするかということについて、この法の改正の検討過程でも、性犯罪あるいは死刑に相当する事件、こういったものを除外すべきかどうかということが議論されたと同っています。先ほどの荻野さんのお嬢さんの件に関して言えば、性犯罪であり、かつ死刑に相当する事件である、最も悪質な事件であると私は考えます。

望月参考人からは、性犯罪については除外すべきだという御意見がありましたけれども、議論の前提として望月参考人に伺いたいんですが、こういった性犯罪であり、なおかつ死刑に相当するような重大事件、こういったものについては、先ほどの御趣旨から敷衍すれば被害者のプライバシーを重視して対象犯罪から除外すべきか、それとも一般市民の感覚を裁判に反映するために裁判員裁判の対象とすべきか、どちらの方向性がいいというふうにお考えになりますでしょうか。

〔柴山委員長代理退席、委員長着席〕

○望月参考人 私の個人的な意見としては、性犯罪は対象犯罪から外すべきではないかというふうな考えております。

ただ、先ほどの荻野さんのお話を伺っていて、やはり裁判員裁判の意味というのは非常にあるのだなというふうに思いました。

先ほど、私の意見の中でも、外す、ないしは選択制にしていたきたいというふうに申し上げました。そこで、外すのか選択制なのかということについては私もまだ意見が定まっていなくて、といいますのは、やはり選択制というのが、美しい理想の選択制ができるのであれば望ましいとは思っていますけれども、実際に枠組みを考えていくときに、では、被害者がいつまでに決めなければいけないのかとか、被害者が選択できるとなったら被告人の方はどうなのかといった全体の枠組みを考えますと、どうしても私の中でまだ選択制というものについて詰め切れていないので、もしそこでよい枠組みができるのであれば、選択制と

いうことになって、被害者ないし遺族はそういったことが選べるのであれば、それが理想的なのかもしれません。そういうふうには思っています。

○階委員 荻野参考人にも同じようなことをお聞きしますが、お話の御趣旨からすると対象事件に含めるべきだというお立場だと思いますが、今、望月参考人からあったように選択制という考え方もありますが、選択制か全部対象にするか、この二つで比べた場合はどういうふうにお考えになりますか。

○荻野参考人 多分、被害に遭われた方の心の選択というのはとても難しいと思います。

私の場合は、選択制も何も、裁判員裁判ですと言われて、それで参加して受けて、結果的には第一審の場合はよかったと思いましたが、こうなってしまうたら、物すごく後味の悪いというか、つらいものになりました。

それで、そのとき、私たちと一緒に、強姦された女性も三名、若い女性と一緒に、もちろん遮蔽されて、来られたんですね。その方たちはとても勇気があったなと思います。物すごく悔しかったです。

だから、先ほど望月弁護士がおっしゃった選択制というのは、性犯罪に関して、その本人さんが生きておられて、そういう場合は選択制というのでもいいのかなと思います。性犯罪プラスもつとひどいことをしたことに対しては、やはり裁判員裁判がいいのではないかと私は思います。

○階委員 私も、その考え方に、お二人の意見を聞いていて、非常に親和性を覚えるんですけど

も、やはり、同じ性犯罪でも、被害者自身が殺されてしまったような超悪質なケースと、被害者は御存命だけでも魂の殺人で心に傷を負っているケースとで、対象外にするか対象内にするかを分けるというのも私はいいのではないかなと思っただ次第であります。

そこで、まず、荻野さんのお話の中で、一番では裁判員裁判があるおかげで正義が通ったというふうに考えられたんだけど、二審それから最高裁で覆されて、大変失望したということでありました。

私も、前回、この委員会で質問したときに、せっかく裁判員裁判で、皆さん本当に苦しい思いをしながら、みずからの経験や常識に照らして、これが正しいということで死刑判断を下すわけですし、その判断に際しては、一般の人だけではなくて、職業裁判官もちゃんと加わった上で、最低一人はその結論に賛成した上で死刑判断というのは下っているわけですから、何も上級審で、プロだけの目で覆す必要はないのではないかとということをお大臣に申し上げました。仮に覆すにしても、よっぽどの事情がなければいけないということで、例えば、一番でかかわった裁判員の意見を聞いた上で上級審で判断するとか、あるいは、またちょっと次元が変わる話なんです、今の刑法というのは、殺人にしても、死刑または無期もしくは五年以上の懲役ということで、法定刑の幅が広過ぎるんですね。私は、例えば、先ほどの荻野さんのお嬢さんのケースのような場合では、法定刑の範囲として死刑とかいうのを確定してしまうとか、

そういうような立法政策というのもあり得るんじゃないかと思っています。

きょう、大城参考人の方からは、御意見の中で、裁判員裁判と上級審との関係等も見直し規定の中には盛り込むべきだという趣旨の記述がペーパーの中にありました。

そこで、大城参考人として、今のようない問題意識を踏まえて、上級審のあり方、裁判員裁判で特に死刑判決が出されたような場合にどのようにお考えになるか、もしアイデアとかがあればお答えいただけますか。

○大城参考人 今、最高裁も、基本的には裁判員裁判の判決を重視するというふうには言っている。これは実は非常に大事なことで、第一審と控訴審は刑事裁判のやり方が違いますから、第一審で証拠を見て、例えば荻野さんのお話を直接聞いている裁判官と裁判員が判断したもの、そうではなくて、それを控訴審でチェックだけをするということとは、あり方がやはり違いますので、原則として第一審を尊重するというのは、裁判員制度が始まって、見て聞いてわかる裁判になったというのは、別の言い方をすれば、証拠をしっかりと法廷で見て判断をしているわけですから、そこに重きを置いて上級審のあり方を決めなければいけないというふうに思います。

その上で、今、一番の裁判員の意見を聞くというお話もありましたけれども、例えば、私は専門ではないから余り詳しくはわからないですが、フランスでは、重罪については控訴審にも市民が参加をする、それはまた別の形で、裁判員というか

陪審員として呼ばれて判断に加わる。

つまり、今、日本では、控訴審は職業裁判員だけでやるというふうになっていきますけれども、場合によっては、控訴審についても市民参加のあり方というのは検討してしるべきだというふうに思っております。

以上です。

○階委員 ありがとうございます。

私も、きょうお話を聞いて、改めて、そうした制度設計も含めて今回見直し規定を入れるべきだと考えておりますけれども、これから見直しの際には考えていくべきだと思っただ次第です。

さはさりとして、今、国会で議論されている法案の内容についても、我々として、どう考えるかというのを検証していかなくてはいけないということ、望月参考人にお伺いします。

先ほど遠山委員からの質問にもありましたけれども、今回の法改正の中で、正当な理由がない限り、被害者特定事項を裁判員候補者に伝えてはならないという規定が設けられたけれども、実際上は正当な理由というのは歯どめにはならないのではないかと、これを外していただきたいという御意見でした。その理由の一つとして、被害者側の方でチェックできるということで、わざわざ裁判員候補者に知らせる理由はないんだということをおっしゃっていました。

私の考えでは、確かに、被害者側で裁判員候補者の名前を見ただけでこの人は知り合いたから外してほしいと言えらる場合もあると思うんですが、必ずしも名前を見ただけでは、結婚して姓が変わ

っていたりとか、あるいは名前と顔が一致しないとかあると思うんですよ。

だから、被害者側が裁判員候補者の名前なりを見ただけでちゃんと排除し切れるのかなということとをちょっと疑問に思ったんですけれども、もしそういったことについて被害者側だけでチェックできる有効なやり方とかがあれば、教えていただければと思います。

○望月参考人 おっしゃるとおり、候補者名簿を見ただけでは、確かに厳密に排除することは、一〇〇％は困難だと思います。ただ、不適格事由自体が極めて限定されていますので、おおよそ可能ではないか。

ただ、一〇〇％ではないということとで、一つには、候補者名簿を私も一度拝見したんですけれども、本当にただただ名前が列挙されているだけです。もう少し詳しい候補者名簿にする。例えば、年齢とか住所、職歴、そういったものを記載した候補者名簿にしてください。

ないしは、ちょっと難しいだろうなとは思いますが、お部屋をつくって、被害者が候補者の方の顔を一つ一つ確認できる、そういうふうにするば一〇〇％排除できると思います。

○階委員 確かに、今のお話、マジックミラーで被害者がじかに候補者のお顔を見るなりすれば、ほとんど一〇〇％、問題がある人はその段階で排除できますから、あえて、裁判員候補者の方で被害者を特定するような事項を知って、それでチェックする必要はないわけですね。だから、今のよ

うな工夫をすることによって、実質上、正当な理由はもうないんだということになって、特定事項を知らしめないようなことができるのではないかと思います。

ここについては、私も、引き続き、被害者特定事項がなるべく裁判員候補者に伝わらないような方策を検討していきたいと思えます。それから、ジェンダーバランスのお話もありました。

確かに、私たち国会もそうですけれども、男性が圧倒的に多くて、きょうも、性犯罪の深刻さ、その卑劣さなども、望月参考人や荻野参考人のお話を聞いて、改めて感じた次第です。

こういうジェンダーバランスを参考人の皆さんにお伺いしたいんですけれども、大城参考人におかれては、今の点についてはどのようにお考えになりますか。

○大城参考人 今、ランダムに男女については選ぶことになっていて、私が傍聴した事件でも、全員、女性の裁判員であった事件もあります。そういう意味では、必ずしもジェンダーバランスで分ける必要があるのかどうかというと、私は、今の無作為抽出で問題ないというふうに思っています。

そもそも、裁判官自体、男性が多いので、全体としては、恐らく判断権者の中に女性が入る割合というのは、裁判員制度によって飛躍的にふえているのではないかなというふうに思っております。

○階委員 それと、公判前整理手続について、被害者が参加すべきだというお話がありました。さきう、別の参考人からお話を聞いています。

裁判員裁判になって裁判がわかりやすくなった反面、裁判官が時間ばかり気にしている、公判前整理手続でかなり証拠が絞り込まれている。だから、やはりその絞り込む過程に被害者が参加していないと、被害者の意に沿わないような、非常に実態の真相をないがしろにしたような単純な短い裁判に終わりがかねないというふうに危惧をしたところです。

公判前整理手続について、参加する場合、これは被害者及び被害者支援弁護士、こうした方々が常に参加するという理解でよろしいのでしょうか。

○望月参考人 私の立場としては、原則として参加できるというふうにしていただくことをもちろん希望いたします。

ただ、公判前整理でも、争点整理、証拠開示、審理計画といったものがありますので、この全てに参加するのが難しいということであれば、例えば審理計画に参加するというようなやり方もなくはないのかなというふうに、どうしても、現場にいる弁護士としては思います。

ただ、やはり、被害者支援をしている立場としては、全ての手続に参加させていただきたいと思えます。

○階委員 これも重要な論点だと思いますし、被害者の方にとっては、裁判の公判廷そのものじゃなくて、その前からかわりたいという思いは強いのかなと思います。荻野参考人、いかがでしょうか。

○荻野参考人 被害者参加をするということは、事件の真相というか、勝手な犯人の自供も目を通

さないといけなかったんですが、必ずしも、参加していいのか悪いのかというのは、よくわかりません。私たちはそういう機会を与えられませんでした。少なくとも私たちを支援してくださる弁護士を先生をその中に入れていただきたいと思います。

検察官とか、何かいろいろ言われるんですが、言葉が難しく、私たちが日常使っていない言葉を使えば電話で言われたところで、どういふことなのか全然わからないです。それはどういふことなんでしょうか。一々、裁判所やら、それから検察官の方からこうやっていきますからとかいつて報告があったような気がしますが、また弁護士の先生に電話して、もちろん検察も、私たちに代理弁護士がいるということで、ではそちらと話をしますということだったので、お願いしていただきます。

だから、公判前手続に参加するかどうかというのは、その内容によるのかなと思います。何でもかんでも参加したら、多分、とてもじゃないけれども、精神的につらくなって、裁判に臨めなくなってしまうんじゃないかなと思います。

○階委員 あと悩ましいのが、証拠の提出の仕方ですね。

私も司法修習生をやっていたときに刑事裁判の記録をいろいろ見る機会があって、本当に、凄惨な事件というのは、我々ですら目を背けたくなるようなものがありました。一般の方々がいきなりそういうものを見たときのショックたるや想像に余るものがありますけれども、他方で、しっかり

としたそういう現場を見ないと事件の本質が伝わらないというところがあると思います。

望月参考人は、性犯罪はイラストで可だけれども、殺人事件などはちゃんと記録を出すべきだというお立場でございましたけれども、その点、荻野参考人、最後をお願いします。

○荻野参考人 今言われたとおりだと思います。性犯罪の方は、本当におつらいです。裁判で一々その行状が明らかになっているのを聞いているだけで、すぐつらかったです。だから、イラスト化というのはあるんじゃないか、その方がいいのかなと思います。

ただし、娘のような、その後、殺人を犯したり焼いたりした、そういう体は、きちんと裁判員の人たちにも見ていただかないといけないし、それから、今、公判前手続のことですか、そうじゃなくて……（階委員「公判廷のことです」と呼ぶ）公判廷ですよ。裁判員の方にきちつと見ていただかないと、あの悲惨さは伝わらないと思います。絵なんかではとても。そう思います。

○階委員 ありがとうございます。

時間が来たので終わりますけれども、私も、この職につき前は、弁護士として被害者支援の仕事に取り組んできました。きょういただいた御意見をしっかりと受けとめて、法改正を待たずして、運用で直せるべきところは直していきたいという努力をしていくことをお誓い申し上げます、質問を終わります。

ありがとうございました。